特集・住民の要求と行政の対応

白幡西町の住民

——個別調查——



企画調整室都市科学研究室

目次

- 1---広場のない凹地
- 2---児童公園問題と住民の対立
- 3---自治会長の嘆き
- 4--消防道路問題にさかのぼる
- **5**---かくて自治会の分裂へ
- 6――市道にはさまれた私道
- 7---増幅する対立
- 8---地域の問題と住民の関心度

1 広場のない凹地

昭和47年7月1日,白幡西町の有志から,2通の陳情書が役所にだされた。もつれにもつれた,地域の問題を背景にもった陳情である。

白幡西町は、足洗川の被害地域である白幡向町から、仲町、上町を抜けて上ってくるサクラ並木の続く坂道を、ちょっと左に折れて下ったところにある。横浜では、どこにでもみられる平凡な風景で、三方が丘陵に囲まれた凹地で、起伏の多い土地に、住宅が密集している。

西町の場合とくに、農地解放後、急速に発展した土地であり、無秩序に住宅地がつくられたため、道路も狭く、消防局から、火事になったら、消防車も入れない防御困難地域の指定を受けている。問題の児童公園誘致予定地は、凹地の底部にある「西町会館」<同町115番地>横の空地1,200㎡余り<367坪>で、現在、子供の遊び場として利用されているが、南町に住む地主、増田きんじさんから、自治会が、無償で借用しているものである。

この地区のオープンスペースは、この子供の遊び場と、仲町の八幡様の脇にある公園プール、そして開発しにくい傾斜地の端っこにある空地ぐらいのものでしかない。区画整理ができれば、道路・公園などの公共用地を生むこともできようが、ここまで住宅がビッシリと密集してしまった後では住民間の階層もバラバラで、その利害関係もいりくみ、区画整理事業に手をつけること自体が、非常に困難な状況であろう。

鳥越方面に向けてアパートの多い凹地を抜けると 崖に沿って、雨の日にはカサをさした人がすれ違 うのもやっとといった狭い坂道があり、この奥に 自治会長宅がある。広い敷地には2棟の家が並ん で建ち、片方が若夫婦の住居、もう一方が老夫婦 つまり自治会長夫妻のものである。部屋には他の 自治会長宅と同様、県知事・市長などからだされる、地域住民の行政協力に対する「感謝状」が、 幾つかの額にいれて飾られてある<注1>。 この人からきいた児童公園誘致問題の経過は次の

> 氏 名 高 野 島 吉 生年月日 明治30年9月22日

続 柄 本人

ようなものであった。

 本籍地
 神奈川県横浜市神奈川区三ッ沢東町26番地

 現住所
 同
 三ッ沢東町8番24号

明治30年9月 現住所の農家に生れる

明治44年3月 市立尋常高等小学校卒業後農業に従事す る

大正6年12月 近衛師団近衛歩兵第二聯隊第二中隊入隊

大正8年11月 右除隊後農業に従事する

昭和10年5月 三ッ沢衛生組合理事

昭和12年4月 三ッ沢東南町内会長

昭和21年4月 三ッ沢東町自治会長 現在に至る

昭和33年4月 三ッ沢連合自治町内会長 現在に至る

昭和38年5月 神奈川区連合自治会町内会連絡協議会会 長 現在に至る

昭和44年5月 横浜市連合町内会長連絡会副会長 現在 に至る

昭和21年7月 方面委員

昭和21年12月 民生委員

昭和24年11月 民生委員退任

昭和27年5月 民生委員就任 現在に至る

昭和44年2月 神奈川区民生委員長 現在に至る

昭和41年5月 神奈川区保護司 現在に至る

. 昭和24年2月 神奈川農業協同組合理事

昭和45年10月 右退任

昭和23年12月 神奈川農業調整委員会委員

昭和26年7月 神奈川農業委員会委員

昭和32年7月 右退任

昭和35年12月 神奈川区選挙管理委員会委員

昭和36年12月 右

委員長

昭和41年4月 右

退任

昭和34年6月 三ッ東町子供会会長 現在に至る

昭和36年11月 横浜中央郵便局協力会会長 現在に至る

昭和39年5月 神奈川区防犯協会会長

昭和39年5月 神奈川県防犯協会ならびに横浜市防犯協会理事

昭和43年4月 神奈川区防犯協会会長 県市防犯協会理 事退任

昭和33年9月 横浜市社会教育協力委員

昭和45年4月 横浜市青少年指導員 現在に至る

昭和39年6月 神奈川県青少年指導員 現在に至る

昭和38年8月 横浜市住居表示審議会委員 現在に至る

昭和38年10月 横浜国民健康保険運営協議会委員 現在 に至る

昭和39年4月 横浜市新生活運動連絡協議会委員 現在に至る

昭和41年12月 神奈川区赤十字奉仕団三ッ沢地区分団長 現在に至る

昭和42年6月 神奈川区青少年図書館管理委員会会長 現在に至る

昭昭44年5月 神奈川区共同募金会支会長 現在に至る

昭和46年1月 神奈川県共同募金会配分委員 現在に至る

昭和44年2月 横浜市授産協会理事 現在に至る

昭和44年3月 横浜市就学奨励対策審議会委員 現在に 至る

昭和44年2月 横浜市社会福祉協議会理事,評議員 現

昭和44年2月 神奈川県社会福祉協議会評議員 現在に

昭和44年2月 神奈川区社会福祉協議会副会長 現在に至る

昭和44年5月 神奈川県広報協議会委員 現在に至る

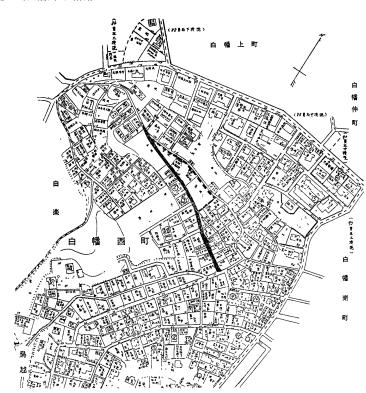
昭和46年2月 五大都市体育大会実行委員会委員

昭和47年3月 全公職を退任する

「くる時に気づいたと思うが, 西町という処は, 道路が狭くて、火事になったら消防自動車も入ら んのだよ。歴代の自治会長は住民の強い希望もあ って、『西町会館』前を通って白楽・東白楽方面 へ抜ける私道を横浜市に移管し, 市道として維持 ・管理してもらおうと地主を説得してきたが、一 部地主の強い移管拒否にあって、現在にいたって いる。その上、最近では、住宅も建てこんで、子 供の遊び場や、災害時の遊難場所としては、ご覧 になった『小公園』しか残されていないんだ。そ れすらも、地主の善意に頼った借地だから、この 土地値上りの折、いつ、返してくれ、といわれる かもわからんし…。そこで、昭和45年の春〈正確 には2月13日〉,自治会では、"市営公園造成誘 致"についての町意をまとめるために、アンケー トを実施したわけじゃよ」。

それは、タイプ刷りの、"想像図"までついた立派なものであった。

図 6 < 白幡西町略図>



「現在西町会館隣接の小公園は好意ある地主さんのお蔭で子供の遊び場として使用さしていただいておる次第で、お祭りの際は盆踊りや子供の角力大会或いは子供会の餅搗等たのしい広場であります。が地主さんが必要の際はいつでもお返ししなければなりません。

私達の子供の遊び場として又町民の憩いの場として安心して使用出来る児童遊園地を確保するには今が最も大切な時機と思考されます。出来る事なら市が公共福祉の見地から会館に隣接する空地全部買上げて公園を造って貰うことが一番望ましいので、去る1月16日自治会正・副会長は市の公園施設課当局と面接し、小公園造成の可否について当局の意向を伺いました。当局の説明によれば小公園誘致の申請は山積しておる状態で、私有地を買上げて施設をすることは市の財政上不可能であります。しかし地主が公共福祉のためと時価よりも安く土地を提供するとか又町民の熱意〈例えば

用地買収費の一部負担等>によって或は実理の可能性を示唆されました。

以上の通り市営公園を造って貰 うためには、まづ地元町民の総 意と熱意がなければなりませ ん。幸にして皆様の御協力が得 られるならば最善の努力をつく したいと思います。

皆様の熱意をおたづねする次第 であります。

尚評議員の方々には総意の調査 ですので漏れなく回収方お願い 致します。配布後一週間位で。

- 1 市営公園誘致について 賛成 不賛成 ○で囲んで下さい
- 2. 意見がありましたらどんなことでも御記入 下さい

_____組 氏名_

その結果、会員の大多数が賛成したので、自治会の正副会長、総務部長は、地主を訪ね、アンケートを見せて、町の総意を伝え、用地提供を懇請した。しかし、一回では"明答"を得られず、次回の交渉からは、子供会長、婦人部長、監事なども同道して、地主の感情を害さないように、気長に交渉した。そして、一応の"諒承"を得たのは、その年の秋も終りに近い頃であった。自治会の代表は、早速、市の公園部を訪れ、アンケートによる住民の気持と、地主の意向を伝えて、児童公園造成の陳情を提出した。

翌46年2月16日,自治会の代表は,市会議員同席にて,助役室で,担当助役と公園部長にあい,そこで,次のような説明を受けたという。①市の財政上,用地買収費は年賦で,分割払いでなければならないこと,②公共用地だから,総額1,200万円までは免税措置があるので,時価より安く用地を提供すること,などの用地買収の一般的な条件と,③公園用地の買収要望は,全市的にみて大変多く,その希望を全て満たすことはとてもできないこと,④現在の児童公園は,そのほとんどが区画整理地域につくられ,市・県・国有地などの公有地が無いところには,設置されない状態であること,などであった。

また、その席上で、公園部長から、よその地区からだされた陳情に、地元で空地の一部を市に寄付し、「残りの土地を市が買収して、公園を造成してほしい」といった例があったことを説明された。7月28日、自治会の代表は、再度、公園部長に面会し、公園課の係員が直接地主とあってくれない

か、と申し入れたが、部長からは、私有地への公園造成については、前述の通り、特殊な例でない限り、地主とあうことはできない、と回答された。この交渉で、自治会のおもだった役員は、「用地買収費の一部を、地元で拠出しなければ、地主と公園課の折衝まで進展しない」と判断し、数度の役員会を開いて話合いを重ねた結果、拠出金積立の実施を決議し、「児童公園誘致の経過報告並びに対策実施について」という実行計画書を印刷した。

それによると,

「児童公園誘致は西町100年の計と思いますが其の 為めに会員に多額の拠出金〈寄附金〉をお願いす ることに躊躇して日を過しました。しかし大震火 災対策と交通安全対策としての子供の遊び場確保 は自治会の重要課題なので8月より役員会を再々 開催して児童公園誘致について審議をかさねた結 果市政に順応して拠出金積立の実施を議決しまし た。実行計画は下記の通りであります。

- 1. 児童公園誘致のために特別委員会を設けず自治会の事業とする。
- 1. 評議員, 地区委員が実行委員となり拠出金を 取り扱う。
- 1. 自治会会計とは別に特別会計を委嘱して拠出 金の事務をとる。
- 1. 特別会計の監査は自治会監事が兼務する。
- 1. 拠出金は公園用地<約360坪>買収費概算の 10%を目標とする。
- 1. 但し, 一般拠出金と特志寄附金との2本だて とする。
- 1. 自治会拠出金目標は 420 万円を目途とする。
- 1. 拠出金は3ヵ年計画で月掛け積立とする。 但し,月掛け1口100円と定め会員一世帯平 均2口を目標とする。
- 1. 若し児童公園用地買収が不調に終り公園造成 不可能の際は拠出金全額返金する。」

<傍点は筆者>というもので、10月に入ってすぐに、各家庭に配布した。

しかし、この、突然配られたタイプ刷りの実行計画書には、一部の会員〈上町寄りの丘陵地帯にある一戸建持家に住む者、アパートに住む者、独身者などに多かった〉から、拠出金積立に対する批判と、反対の意見がだされた。その理由は、①自分たちは、児童公園誘致については賛成したが、その際、拠出金積立のことなど、なんの説明もなかったし、その後、相談も受けなかった、②文中に「市政に順応して」とあるが、自分たちは、毎年、決められた市民税を納めているのに、税外の負担を市が求めるのはおかしい、③いつまで、この土地にいるのかもわからないのに、自治会の役員だけで決めた拠出金に、3カ年で7,200円も払うのはばからしい、などであった。

これらの反発にあった自治会の役員は,10月20日

「昨年2月児童公園誘致造成について市の方針を 申し上げアンケートにより会員の総意をおたづね して其の後経過も申しあげず忘れた頃に突然拠出 金をお願いすることは順序をつくさず失礼の段恐 縮に存じます」という、おわびの文章と、強引に 運動を押し進めた理由について「この機会を逸す れば当町に適当な公共用地の確保は不可能であり ますから今回無理なお願いをした次第でありま す」と説明した「回覧」を、各家庭に流した。 また,同月28日には,「先般児童公園誘致造成に ついて拠出金をお願い申しましたところ大多数の 方が応諾され拠出金の申込みをいただきご協力ま ことにありがとうございました」という前書きの 後に、①自治会内部で、拠出金積立をお願いする に至った事情の説明が、充分でなかったこと、② 実行計画書の経過報告のなかに, あたかも「市が 地元の町でも用地買収費の一部を負担するように 指示した」と読みとれるような文章があったが、 これは、自治会の役員が「市の説明をよく納得し ないまま早合点して、誤った判断を不用意に会員に伝えた」こと、などを訂正し、釈明した文章を載せて、再度、各会員に「回覧」をまわした。そして、はじめに陳情を受けて、自治会の代表が、助役や公園部長に面会する機会を設けた市民相談室には、「今後、自治会としては、独自で児童公園造成のための運動を進める。全体の意思統一をはかった上で、市との交渉、地主との交渉などを再開する」との連絡があって、自治会と市役所を結ぶパイプは一応途切れた。

3----自治会長の嘆き

その後のことについて、自治会長は、「反対したのは一部の会員だけなんだ。説明不足といったって、児童公園誘致のアンケートには、ほとんどの人が『賛成』の回答をよこしたし、拠出金積立の問題にしたって、趣旨を理解し、応じてくれた人の方が多かったのだから、あきらめたわけではないんだ。ただ、年寄りが一生懸命やっているのに脇から水をさされたような感じで、すっかり熱がさめ、疲れちゃった。そこで、どうしたものか、いま静観している、という状態なんだ」と説明した

拠出金積立の実施を決議するに至った手続については、「あんた、用地の一部を自治会で買いあげて、脇<の陳情〉よりも地元の誠意を示す方が、役所から、優先権をとるためには、実効的なことぐらい、わかりきっているじゃないか。最近の住民は理屈ばかりで、役所の実情など少しもわかっとらんのだよ」と答えた。地域の重要な問題について、一般住民の意見を反映させるという問題については、「『回覧』をまわし、各家庭で、そのつど捺印してもらっているから、絶対に間違いがない」と、従来からの伝達手段の正しさを信じ切

っているという感じであった。

また、役所の対応については、「とにかく問題が うまく運べば良いが、地元にゴタゴタが起ると、
 すでに逃げだしてしまうからな。今度の"児童公 園"の場合だって、自治会の"町全体の発展を考 えるやり方"と、"個人の権利"を主張する一般 会員の考え方とがぶつかりあっている時に、もし 役所が、『全体〈公共〉の福祉』という立場にた って、"町全体の発展"を考えながら、住民のあ いだに入ってくれたならば、役所はそれなりの権 威と規制力をもっているのだから, 住民相互の意 見の対立を調整することぐらいはできたはずなの に、まるで、"地域の問題を指導する"という気 持がないんだから、いやになっちゃう。そうして いるあいだに、いつも、町の生活環境を改善して いく時期を見失ない、問題だけが先に進んで、人 間関係の面でも住みにくく, 問題自体の解決も困 難にしてしまうんだ」と、かなり不満に感じている ようだった。そして、自治会に対する役所のはっ きりしない対応について,「役所は,なんでも自 治会に仕事を押しつけてくるが、規約上では、当 の自治会に、住民の"親睦団体"としての役割し か認めていない。その、タテマエと本音の違うと ころが、自治会の内部に混乱をまねき、役員を困 らせる原因になっているんだ。"親睦団体"が, 生活環境の改善という役所の仕事まで引受けざる をえないなんて、どう考えてみてもおかしいじゃ ないか。もし、役所が、タテマエでなく、実情に みあった自治会の役割を認めるならば、それなり の"性格づけ"をして、予算を含めた一定の権限 や、住民に対する規制力を与えるべきで、いつま でたっても、いまのままの不安定な地位におかれ ているのでは、町のさしせまった生活環境の問題 を解決することも, 住民相互の意見を調整するこ とも、とても難しいと思うな。西町では、この問 題でいつも苦しめられている,ということが最近 になってわかったよ」と説明し、現在の自治会がもつ"調整機能の限界"と、役所に調整の仕事を求めても、逃げられてしまう"冷たさ"を嘆いた。そして最後に、このような問題に直面したのは初めての経験ではないこと、すでに、昭和29年から31年にかけて、消防道路建設問題をめぐり、新設道路造成費の負担問題などから、自治会が2つに分裂する程の苦い経験を味わったこと、などを話した。

4---消防道路問題にさかのほる

自治会長は「自治会が2つに分裂するほどの"苦い経験"を味わった」と話したが、一体、その原因となった消防道路建設問題とは、どのようなものであったのか。

自治会長は、「古いことなので、あまり、触れてもらいたくないのだが、あの時、この道路ができていれば、西町の発展の仕方も、ずっと変っていたはずなんだ。とにかく、関係する資料は、全部この綴りのなかにおさめてある。後日の参考のために記録しておいたんだ」といって、表紙に「昭和29年度白幡西町自治会の発議に依る白幡西町の道路整備計画に関する陳情の顧末、並びに白幡に通ずる新道建設記録」と、スミで書かれた一冊の資料綴りをみせてくれた。そのなかには、当時の自治会案内図や計画道路の青写真、陳情書、市議会や役所からの回答文書、自治会発行の文書、新聞記事や政党のビラ、それに自治会長のメモなどがとじられていた。

これによると、消防道路建設問題の発端は、昭和29年10月、発足したばかりの白幡西町自治会のなかで、「町の中央に交通路が出来れば、町全体の消防に不安が無くなるばかりか、其の裨益するところは誠に甚大であり、斯様な見地から自治会役

員会は、町の発展と、福祉増進のため消防道路建設計画を立案、陳情することに決定」<自治会長のメモから。以下、断り書きのない場合は同様>したことに始まる。

同年11月18日,次のような道路整備の陳情書を提出した。少し長くなるが、当時の町の実情を知る上で参考になるので、全文を載せる。

「白幡西町は、神奈川区の略中央に位して居りますが、 地理的関係から文化に取り残さたた態にて、別紙消防署 の意見書の通り、道路や下水が整備されて居りません。 然る処、終戦後は空閑地も次第に住宅地と化し、県営に 依る宅地のみにても46戸を算え、殊に別紙略図に示す地 域は昨年より急速に住宅が新築せられ、1カ年に30戸も 出来、尚日に日に宅地に変更の工事は進んで居ります。 此の儘で行けば、数年を出でずして空地は全部住宅地と なることは必定にて,其の住宅工事の状況を視るに,道 路は地境を辿り、下水工事も思い思いで一貫して居らな い。下水については種々陳情がある情況にして、此の儘 放置する時は,道路は乱脈となり其の美感は申迄もなく, 交通上衛生上からも特に防火の点から将来重大なる結果 を生ずる事を憂慮されます。本年9月の豪雨の際すら, 略図の線で囲まれた地域の20戸ばかりは床上浸水して, 雨水桝の蓋を外し辛うじて済んだが,道路は泥濘と化し, 神奈川道路課出張所にて4日間も費して修復したような 次第です。治安上、衛生上から早急に市当局に於て該地 域に適切なる道路計画を立案され、悔を後日に残す事の なき様御取計い下され度。幸いに現在は、道路に予定さ れる白幡南町より白幡西町に通ずる関門ともいふ可き2 世帯の敷地は建築予定地になって居りますが、空地にて 換地を斡旋すれば了解される見込にて、白楽に通ずる処 の2乃至3戸を移動すれば,中間は宅地が出来ても現在 は1戸建築したのですから早急に道路計画を立案下され ば、吾々自治会としても協力して関係所有者と交渉し、 其の実現に努力致します。

若し此の計画が遅延すれば、其の実施工事費は現在の数倍或は数10倍を要しても其の実現は困難にして、火災による大災害の危険は申すまでもありませんが、将来豪雨の折り、道路下水の不完備より旧住宅が汚水や雨水に浸り、其の被害は火を見るより明らかにして、市政が住

民に及ぼす悪影響も無視する事が出来ないだろとう存ぜ ちれます。何卒早急に現地を御調査の上然る可く御取計 い下され度,自治会の決議に依り代表して陳情に及びま す」〈句読点は,筆者が記入〉

この陳情書によると、昭和30年ごろ、旧市街地の 周辺部分から人口の増加現象が始まり、それまで 農地であったところが、急速に宅地化されて、住 民の生活環境の整備に対する役所の仕事が、地域 の道路・下水問題にまでは、とても追いつけなか った状況がうかがえる。

また、この陳情を受けた市役所では、とりあえず 11月の24・30日に道路・下水施設課の係長と係員 が、続く、12月3日には、道路・下水施設・下水 管理課の各課長及び神奈川土木出張所長などが現 地を訪れ、実情を調べた。

そして、12月10日、同じ文面で議長陳情がだされていた市議会第4<土木建築>委員会に、「実情調査の結果、必要性を見受けられるので実測をやり、図面が出来てから計画線を検討して、出来れば失対事業など加味し着工したく、その時下水道整備をも併せてやりたい」との報告をだした。同委員会でも、この報告を了承し、議長陳情に対する意見を決定して、回答の公文書を自治会長宛に送った。

この回答をみて、「近く着工が期待される」と判断した自治会長は、地元としての工事のおぜん立てについて、役所の指示を受けるために、道路課長を訪れた。ところが、同課長は、「①道路整備の必要性は認めるが、用地の買収や損失補償はしない、②地元から道路工事施行承諾書を提出されなければ着工はできない」などの条件をあげて、道路工事着工までには、まだ、2つの大きな関門があることを示した。すなわち、敷地の供出や住宅の移転に必要な用地の買収費や損失補償などにかかわる費用を、だれが、どのように負担するのか、また、それらの問題が解決されたにしても、

疑問を感じ、計画に反対する会員があらわれた。

用地を供出する関係地主が、そろって道路工事施行承諾書を提出せねばならない、などの<地元でとりまとめねばならぬ>問題が残されているのですぐ工事に着工するわけにはいかない、という説明を受けた。自治会長は、その足で、市議会第4委員会の地元選出委員を訪れ、その意向をたずねると、「用地の買収其の他の損失補償はたいした金額でないから土木予算で政治的に処理する」との楽観的な意見であった。

自治会長は、この食い違う説明にとまどったが、「とにかく、この時機を失すれば、道路整備が不可能になる恐れがある」との危惧を抱いて、12月11日、道路課長の示した①、②の条件を、地元でどのように取り扱ったら良いものか、自治会の役員会を開き、今後の方針を検討した。その結果、①については、全会員に、陳情書の写しと道路建設基金の趣意書を配り、約20万円程の拠出金を集めて、自治会が、道路にかかる人の損失補償の一部として、慰藉料を贈呈する、②については、自治会役員と関係地主〈6名〉との懇談会を開き、道路整備の必要性と陳情書提出後の経過を訴え、道路工事施行承諾書の提出に協力してもらうよう説得する、という対策を決めた。

そして、自治会の役員は、12月12日、神奈川区選 出の市会議員宅を歴訪して、道路建設促進を依頼 したのを皮切りに、

12月14日,全会員に陳情書の写しと道路基金の趣意書を配布

- 〃 15日, 関係地主との懇談会を開催
- # 26日, 道路予定線の現地測量図青写真を受領
- " 28日, その青写真をもとにして, 関係地主に 提供路線の設定を依頼

〃 30日, 道路建設基金 199,900 円の内諾を得る というように, 年末まで精力的に行動したが, 翌 30年1月には, 住宅の移設をせまられた同町54番 地のK氏を中心に, 自治会の運営や活動の仕方に

5----かくて自治会の分裂へ

自治会役員は、1月28日までに、関係地主との道 路予定線の交渉を解決し,地主の工事施行承諾書 をすべて受領することができたが, この道路建設 計画で、直接の被害を受け、住宅の移設をせまら れたK氏や、敷地の一部を供出せねばならぬS氏 <同町55番地>などの根強い反対運動にあって, 借地人の有償分工事施行承諾書をまとめることは 難航した。反対した人たちの理由は、①住宅難の 折に、数カ年の苦労を重ね、ようやく住宅を得た ものに、消防道路建設のため、かつ多数の利益の ためと責任の所在をぼかし,新しい住民を犠牲に して権力的に計画を実行するやり方は、まことに 横暴であり,絶対に許せない,②大部分の会員が, 12月14日まで消防道路建設計画の趣旨, 陳情書の 内容,提出時期,利害関係などについて知らされ ていなかったので、自治会長の陳情書は独善的で あり、自治会の総意とは認め難い、③会員個々に 利害の相違する, このような重大な問題を, 一回 の総会も開催せず、自治会の役員だけで決定する ことは、人権の侵害であり、また自治会の規約か らみても、役員の委任事項となっていない、④市 の道路課長に面接<30年1月25日>してただした ところ, 市では, この工事を一切受益者負担とし て、地元関係者から苦情のでない場合に着工する とのことであったが、自治会の役員は、受益者負 扣であることをかくし、本来、

受益者の負担すべ きものを, 全会員に寄付の名目で負担させようと している,⑤関係権利者に対する損害補償の責任 の所在と処理方法が明らかでない,などであった。 2月15日, 反対する26名の会員は, 市に対して「吾 々と致しましても、消防道路の必要性を否定する

考えは御座居ませんが」と,但し書きをして,上 に述べた5つの理由に「当局は以上の如き重要な る事実を観過し,自治会長名のみによる陳情書を 受理せられ,計画を遂行せられる時は,人権問題 に及ぶ恐れある事を了承せられ,再度十分なる御 調査下されん事を乞い願うものであります」とい う項目をつけ加えた新設道路計画反対の陳情書を 提出した。この段階で,自治会役員と計画に反対 する人たちとのあいだに,数回の話しあいがもた れたが,それは,一般会員にも自治会役員不信の 念を強めさせるだけで,両者の関係は,感情的な もつれにまで発展した。そして,地元では,どう にも収拾がつかなくなってしまった。

これらの動きを見守っていた市役所は、3月25日 道路整備とともに陳情のだされた「下水道の完備 方」について、

「さきに陳情の標記のことにつきまして御趣旨は 了承いたしますが、御指摘の箇所が相当広範囲に 亘りますし、新設道路計画に対する賛否両論の陳 情もなされている状態から、これらの問題が円満 解決された後においで考研することといたし、取 敢ず下水道の不備の箇所について、根本的解決は 本管の布設を要することでもあり、現状では坂路 の雨水が既設管にのみきれず、路面に停滞するも のと考えられますので、一応雨水桝を新設するこ とにいたす予定でおりますので、右の事情御了承 下され、この旨関係各位によろしく御伝言下さる ようにお願いいたします。」

という回答文を自治会長宛に送り、消防道路建設 問題からは遠のいた。

その後、反対運動の先頭にたった10数名は、自治会を脱会して、新自治会〈現在の白幡西町第一自治会、17世帯〉の設立準備運動を始めた。かくして、3月31日、誕生してわずか6カ月目の白幡西町自治会は、二つに分裂し、あわせて消防道路建設計画も流産したのである。

そして,この間の事情について,自治会の役員は, 4月13日,各会員に配布した「昭和29年度自治会 事業報告書」のなかで、「本自治会としては、こ の問題はやはり一つの大きな事件でありまして、 この一つをもってしても現役員陣は信を会員に問 うために総辞職をして, 新しい人々による新しい 感覚をもって運営して行くべきだと考えます。近 く開催する総会においてさらにくわしく新自治会 結成運動の惹起した経過について御報告いたす所 存でありますが、事の起りは消防道路建設問題で あります。白幡西町将来の発展のためには欠くべ からざるものであるとの観点から、各種の障害排 除に会員各位の御協力を仰ぎ、漸く市当局の了解 を得られ、間もなく着工の運びにまで到っており ましたところ, 突然これに反対運動が起り, 遂に は市の態度が変らざるを得なくなってしまいまし た。まことに残念なことでありますが、これもす べて役員の力量不足のいたすところであります。 このため消防道路建設については、反対者を除く 全会員の熱烈なる希望であるということを何等 かの形で表明し、余後の進行については市当局の 意向に任せるより仕方ないというのが現状であり ます」と説明し、その了解を求めている。

なお、消防道路建設が実現不可能になったので、 自治会は、当時空地であった 同町55番地から 115 番地に至る地域の関係地主に要請し、各所有地所 内を貫通する幅 4 メートル、長さ約 190 メートル の新設道路を、昭和31年につくってもらった。そ れが、現在の『西町会館』脇を通って、白楽に通 ずる問題の"私道"である。

6―――市道にはさまれた私道

その後, 宅造ブームのあらしはこの付近一帯を襲い, 畑だったところは, またたく間に人家が建ち

並んだ。ここで、年度別に、白幡西町の世帯数と 人口の増加状況をみてみると、

表55—白幡西町の年度別世帯数・人口の推移

 区分		年度	25 年	30 年	35 年	40 年	45 年
世	帯	数	217	387	622	7 5 4	824
人		П	904	1,575	2,065	2,323	2,284

というように、30年から35年にかけて、急激に増 えていることがわかる。

もともと地質が軟弱なうえ、まわりを小高い丘に かこまれたこの一帯は、人家の増加とともに、雨 が降ると水があふれ、汚水も流れだす、通勤通学 もできない、などあふれる下水、雨水で全くのひ ん死状態になった。歴代自治会長は住民の強い希 望もあってこの私道を横浜市に移管し、市道とし て維持、管理してもらおうと地主を説得してきた が、関係地主の世代もかわり、一部地主の強い移 管拒否にあって、解決することができなかった。

「私たちは、この道が近い将来市道になるというのでこの土地を買った。それが今もこの通りです。もう自治会にはまかせておけない。私たちの手でなんとか解決したい」と、同町57番地、松島きえさん〈57才〉ら主婦たちは、43年の7月ごろから市役所などに陳情、窮状を訴え始めた。しかし、市役所では、「私道である以上、市がどうこうすることはできない。私道を市道として維持・管理するためには、①幅4メートル以上、②排水設備が完備している、③地域によっては舗装されていなければならない、④道路用地の所有権は市に移管する、といった条件がある」という理由で訴えを認めなかった。

この問題について、共産党の白幡、白楽支部では、毎月2回発行される地域新聞「あかるいまち」第5号<43年11月20日>のなかで、「日本共産党白幡・白楽支部の地域内で、いろいろの点から考えて一番改修を必要とする悪路は西町会館横の坂道である。戦後の地図でも沼が明記されているし、

現在の土地台帳でも水路と交差し、道ばたに湧水 のあるこの道は、 軟弱な土質と相当に多い自動車 の往来で,人間も車も通行不可能になることが多 く, 自治会発足以来, さまざまの経過があって, 紛糾をかさね、地元の度かさなる運動にもかかわ らず, 危険なままに放置されている。党としては, 赤旗配達中に骨折、いまだに完治していない党員 のためにも, これ以上傍観してはいられないと考 えます。ここに同所付近の土地所有関係の略図を 提示して, 市当局の抜本的な解決を要求する。す でに所有地を提供している人々もいる。充分な予 算を計上し、会館一帯を市は買入れて、児童公園 も含めて整備するように、強く要望する。地元の 皆さんも自治会一本になって, 団結して運動をお こす必要があります。皆さんのご賢察をおねがい します」と主張した。

また、同年12月5日付の「神奈川新聞」では、横 浜版のトップに、「悪いのはだれ―神奈川区白幡 西町の私道問題―」という見出しで、これまでの 経過を説明したあとに、

「自治会で勝手につくった私道を市でめんどうみることはできない、というのが横浜市の説明だが、地元では一部地主の過去のいきがかりから一本にまとまれず、市道への移管は当分のぞめそうもない。沿道には家もどんどん新築され、この私道以外通る道もないといった現実は、こうした紛糾とは関係なくますますこの道路の重要性を高めている。34年には沿道に西町会館という公共の建て物もでき利用する人も多い。この会館の裏手から南町へ抜ける市道は今では人も車両もあまり利用しない裏道だ。私道を勝手に造った自治会が悪いのか、がん強に土地を手ばなさない地主が悪いのか、積極的に地域行政に取り組まない横浜市が悪いのか、いずれにしても住民の悩みは深く、きょうも続いている」と報道している。

とにかく、このような状況のなかで、自治会とし

ても行動をおこさざるをえず、44年1月、次のような陳情書を、役所に提出した。

「<道路のできたいきさつを述べた後に>爾来13 年, 該道路の上地手続きはいろいろの事情で遅れ ておりますが、当町中央より白楽方面に通ずる唯 一の自動車道として町民の生活に欠くことのでき ない重要な道路であります。ところが沿道一帯の 空地は次第に宅地化し、さなきだに雨水氾濫の地 域だけに少し雨が降ると現在の下水施設では雨水 は捌ききれず、汚水が道路に氾濫して付近の住宅 は水浸しとなり、道路はこわれ交通にも支障をき たす有様で、町民は困惑しております。環境衛生 の見地からも汚水の氾濫状態を放任することはで きません。該道路は私道ではありますが、前述の 通り自治会の要請に基づいて建設された特殊な道 路であります。何卒自治会の総意を御了察下され て、公共の福祉のため特別の御詮議を以て適切な 下水道施設を施行していただき度,自治会<町 民>一同連署を以て関係地主の工事施行承諾書を 添付して此の段陳情いたします」

この陳情を受けた市役所では、何度も現地に足を 運び、地元住民との交渉をくり返した後に、45年 度の事業費で、下水道の暗渠化と、無償移管をし た地主の私道部分についてのみ市道として認め、 舗装工事を行なうことに決定した。しかし、移管 拒否を続ける地主の所有地は、市道と市道のあい だにはさまれた私道として、未舗装のまま残され ることになった。それが、同町58番地の岡田吉衛 さん宅の前から115番地の小原和さん宅に至る、 約100メートルの道路舗装が途切れている理由で ある。

7-----増幅する対立

47年7月,この地域から、2通の陳情書がだされた。あきらかに新しい住民からのものとわかる,

新仮名づかいのきれいなペン字で,次のよ**う**に書かれていた。

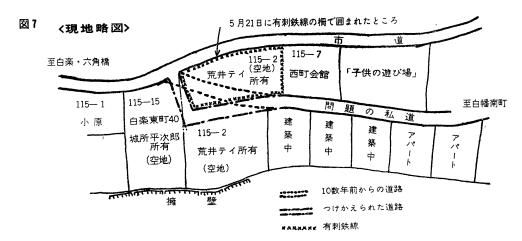
「神奈川区白幡西町 115 番地 地先 白幡西町会館 横の道路問題について、長年にわたる紛争につい ての最終的な解決をはかるとともに、附近の児童 公園の市による整備などについて、具体的な対策 をとるように、市当局の努力をお願いします。 5月21日、それまで10数年間、地元住民がなんの

5月21日, それまで10数年間,地元住民がなんの 疑いもなく使用していた道路が突然有刺鉄線で囲いこまれました。同町92番地荒井家の私有地だということが理由です。同敷地の横には,なるほど迂回する道路らしきものが,鉄条網に沿って,通っておりますが,梅雨を迎えてぬかるみもひどく,極端に直角に曲り,すみ切りもされず,日常の通行はもちろん,ごみの収集,し尿くみとりにも支障をきたしております。もし火災など発生した場合を考えるならば,そら恐しくなります。至急,下記の事項を解決して下さい。

- 1. 現地を調査し、地主と住民の話しあいの場を作って下さい。
- 2. 市当局の指導によって、消防・ごみ収集・し 尿くみとりのための道路を確保し、早急に舗 装するようにして下さい。
- 3. 土地買収をふくめ白幡西町ただ1本の広い道 と,自治会で維持している公園をふくめて附 近一帯の環境改善を綜合的にすすめて下さ い。
- 4. 現在会館横で止っている下水道を延長して, 附近一帯の下水道を整備しうるようにして下 さい。

なお、この問題は、長年の紛争の経緯からいって、 地元同士の話しあいで、自治会レベルでは、解決 は難しい状況です。町内有志の署名<200人>を 副えて陳情する次第です。

昭和47年6月 神奈川区白幡西町町内有志一同 横浜市長 飛鳥田 一雄殿

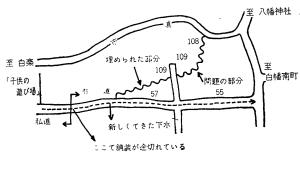


連絡責任者 松島きえ」

「神奈川区白幡西町・109番地~108番地を流れる旧来からある下水道は、白幡南・東町を貫流して足洗川に流入する小川そのままが、現在まで下水道となっているものです。108番地から下流は暗きょとなり、表通りの下水道完成に伴って、57番地では埋められ、わずかな距離だけが、ひじょうに平常の流量の少いドブ川となっており、悪臭、蚊の発生など、たいへん非衛生的な状態になっております。以前は白幡西町の雨水の半分近くを流していたものですが、現在はふだんはほとんど流れておりません。至急、暗きょにするか、あるいは埋めるかして、非衛生的な状態を改善していただくよう陳情いたします。

昭和47年7月1日

図8 〈現地略図〉



現場は,確かに有刺鉄線で囲われてはいるが,通 行止めになったわけではなく,その付けかえ道路 の幅も4メートルはあり、陳情書に訴えられた "ごみの収集・し尿くみとりにも支障をきたす" というほどひどいものではなかった。しかし、下 水道の方は、まるで流れがなく、水面に油膜も張り きわめて不潔な感じを与える水溜りであった。

この陳情に対して、自治会長は、「自治会内部の 恥を外にさらして、困ったことをしてくれたもん だ。自分たちだけの力で、できるもんならやって みれば良いんだ」と、陳情者グループに対しては 冷たい見方であった。そして、問題の私有地の所 有者に対しては、「親父は消防道路建設の時にも 力をかしてくれて、道路にかかる土地だって黙っ て供出してくれたのに、息子の代になったら欲の 皮がつっ張って、町のことなど少しも考えようと しないんだから、いくら訪ねても、あいつらとは 話にならんのだよ!ということであった。

至八幡神社 一方,陳情をだした当の松島さんは,「地主はあってもくれない。まして,上地するなど毛頭思ってやしない。自治会長のところに頼みにいけば,自婦南町あの地主の顔をみるのもいやだといって,まるでとりあげてくれない。それで仕方なく,陳情をだすことにしたんです」と説明し,そのあとに,「市にいけば私道でダメ。いったい私たちは,どうすればこの問題を解決できるのですか」と強い不満ま,通をぶつけた。

役所側の見方はどうか。市民相談室の担当者は次

のようにいっている。

「横浜地方法務局で、土地の所有関係を示した公 図をしらべたところ, 問題の私有地は, 先代が亡 くなって、その奥さんが所有者となっており、係 官の話では、①遺産相続をめぐって兄弟同士が係 争中であること、そのために、②同所有者が、現 在『西町会館』前に建築中の3戸の建売住宅は, その所有権をめぐって訴訟がおこされていること また、③その建物は、違反建築でもあるので、建 築局の方から工事中止命令がだされていること, などがわかった。そして、今回の"囲い込み"騒 ぎは、この建売住宅に対抗するもう1人の兄弟が、 問題の私有地に自分の建売住宅を建設するために いままでの三角地では無駄が多いことや、役所へ の建築確認申請を通しやすくするために、市道に 面した所有地を四角の土地にしたことが、その原 因であると推察される」

一方、この問題に対する各局の意見は、

道路局「私道なので、役所としては、直接手を下せない。まして、道路用地が上地されていないので、舗装などできない」

建築局「現在建築中のものは工事中止命令をだしてある。問題の土地については、もし建築申請をだしてきたら、とりあえずストップし、連絡をする。また、所有者の残された土地は、道路・下水などが整備されなければ、死地と

なって、建築許可を下すわけにはいかない」 下水道局「2通目の陳情にあったドブ川について は、至急検討してみる」

清掃局「特別これといったかたちで業務にさしつ かえることはない」

消防局「もともと,消防自動車の入らないところ なので,あまり影響はない」

ということであった。

市民相談室では、これらの意見を総合して、47年 9月現在、「1通目の陳情については、私有地内 におこった家庭内の紛争に伴なう "民一民"関係 の問題なので、全面的に道路が封鎖されて、これま での住民の "通行権" が侵害されるとか、建築申 請がだされる、などの新しい事態がおこらない限 り、役所が介入して住民間の話しあいの場をつく ったり、紛争の解決にあたるわけにはいかない。 ただし、この問題について、住民同志が中心になって話しあい、最終段階で、その調停を結ぶ場合 に、住民側の要請で、第3者として役所が出席す ることは、日照問題の場合と同様、当然考えられ る。2枚目の陳情については、下水道局の現地調 査後の意見を検討して、ドブ川を埋めるなりなん なり、その解決に努めたい」という見解であった。

8---地域の問題と住民の関心度

表53——あなたは、白幡西町で、いま、児童公園や道路のことで、問題がおきていることを 知っていますか。次のなかから、一つだけえらんでください。

地 城 別	白 幡 町白幡上町	白幡向町	白幡西町中町>	白幡東町白幡南町	白幡地区計
 近くの問題だから、知っている 	2< 3%>	4< 5%>	19< 28%>	6< 7%>	31< 10%>
2. 離れてはいるが、知っている	0< ->	3< 4%>	1< 2%>	3< 4%>	7< 2%>
3. 話は, きいたことがある	15< 21%>	10< 13%>	9<· 13%>	12< 15%>	46< 16%>
4. きいたことがない	54< 76%>	61< 78%>	38< 57%>	59< 74%>	212< 72%>
हों†	<100%> 71 (23%)	<100%> 78 (26%)	<100%> 67 (23%)	<100%> 80 (27%)	<100%> 296 (100%)

これまで、主として児童公園や道路などの問題にかかわってきた人々の関係をながめてきたが、これらの問題は、白幡西町の住民全体のなかで、どれほどの関心度がもたれているであろうか。 白幡地区のアンケート調査では、足洗川の問題とともに、西町の具体的な問題に対する住民の関心度もきいてみた〈53表〉。

西町〈集計では、白幡仲町の西町寄りの半分の地域が含まれているが〉についてみてみると、これらの問題をきいたことがない、と回答したものが38名で一番多く、全体の約6割を占めている。逆に、①、②の知っている、と回答したものは20名で、全体の3割、これに、③の話はきいたことがある、と回答したものを加えても、全体の4割強にしかならない。とすると、これらの問題にかかわっている人々は、多くても全体の3割、残りの6~7割の人々は、これほどもつれてきたこの問題にもあまり関心がないということになるのであろうか。

また、白幡地区のアンケート調査の結果では、日 常の生活環境についての不満を感じている人が9 割近くもいたが, 現にこの地域でおこっている, 生活環境に対する具体的な問題については、4割 強の人々しか気づいていないということになる。 これはどのように解釈したらよいのであろうか。 先の世帯数と人口の増加状況を示した表55をみる と、40年から45年にかけて、世帯数が増加してい るにもかかわらず、人口の減少していることがわ かる。このことは、西町内にアパートや貸間が増 えていることや、自治会への加入率が低いことな どからみて、単身者もしくは若い夫婦の転入が増 えている傾向を示すものといえよう。この人たち の生活環境に対する考え方は、持家の人たちとは 違い、地域の生活を最終的なものと感じているわ けではなく、それだけ環境に対する関心も高くは ないということになろう。

とにかく、自治会長が"自治会の総意"と叫ぼうが、あるいは自治会など既存の住民組織がもつ体質や運営に満足できない住民が、直接役所との交渉を始めようが、それらの問題とはほとんど無関係に、地域で生活している多くの住民がいるのである。

<企画調整室都市科学研究室員 岡村 駿>